



薬 発 第 1355 号

昭和53年10月16日

各都道府県知事殿

厚生省薬務局長

医薬品再評価に関し資料提出を必要とする
有効成分等の範囲について—その20(通知)

医薬品再評価の実施については、昭和46年12月16日薬発
第1179号をもって通知したところであるが、同通知に基
き、下記に該当する品目について、その資料を昭和54年1月
31日までに提出するよう、貴管下関係業者に周知徹底方
ろしくお願いする。

記

単味剤である医薬用医薬品であって、別記の有効成分を
含有するもの。

別 記

ノ 放射性医薬品

- (1) リン酸ナトリウム (^{32}P)
- (2) クロム酸ナトリウム (^{51}Cr)
- (3) 塩化第二鉄 (^{59}Fe)
- (4) シアノコバラミン (^{60}Co)
- (5) ヨウ化オレイン酸 (^{131}I)
- (6) ヨウ化トリオレイソ (^{131}I)
- (7) ヨウ化ナトリウム (^{131}I)
- (8) ヨウ化人血清アルブミン (^{131}I)
- (9) ヨウ化ヒプル酸ナトリウム (^{131}I)
- (10) ローズベンガル (^{131}I)
- (11) 金コロイド (^{198}Au)
- (12) その他

放射性医薬品製造規則(昭和36年厚生省令第4号)
第1条第1号に規定する放射性医薬品(直接人体に投与されないものを除く)の有効成分

エ 血 液 製 剤

- (1) 液状人血漿
- (2) 乾燥人血漿

- (3) 加熱人血漿蛋白
- (4) 人血清アルブミン
- (5) 人免疫グロブリン
- (6) 人赤血球抽出成分（エリトロゲン）

3 検査用薬

次に掲げるもの又はその塩類

- (1) 診断用アレルゲンエキス
- (2) ペタゾール
- (3) セクレチン
- (4) パンクレオザイミン
- (5) インドシアニングリーン
- (6) スルホブROMフタレイン
- (7) インジゴカルミン
- (8) パラアミノ馬尿酸
- (9) フェノールスルホンフタレイン
- (10) フルオレセイン
- (11) フェントールアミン
- (12) メチラポン
- (13) L-フェニルアラニン
- (14) デンブロン部分加水分解物

(15) その他

検査用薬（直接人体に投与されないものを除く）
の有効成分として用いられている成分であって、こ
れまで明示されたもの以外のもの。

上記有効成分を含有する医薬品であって、他の薬効を標
榜するものを含む。